

令和 3 年豊明市議会定例会開会議案一覧

議案番号	件 名
報告 2	専決処分事項の報告について（豊明市税条例等の一部改正）
報告 3	専決処分事項の報告について（豊明市都市計画税条例の一部改正）
報告 4	専決処分事項の報告について（令和 3 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分）
選任 1	常任委員会の委員の選任について
選任 2	議会運営委員会の委員の選任について
選挙 1	東部知多衛生組合議会の議員の補欠選挙について
選挙 2	愛知中部水道企業団議会の議員の補欠選挙について
選挙 3	愛知県競馬組合議会の議員の選挙について
選挙 4	尾三消防組合議会の議員の選挙について

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市税条例等の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 3 年 5 月 14 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第 2 号

豊明市税条例等の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市税条例等の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和 3 年 3 月 31 日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市税条例等の一部を改正する条例

(豊明市税条例の一部改正)

第1条 豊明市税条例（昭和47年豊明市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第35条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第51条の9第3項」を加える。

第35条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第51条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第51条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第74条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

第123条第1号中「法第342条及び第343条の規定により」を削り、同条第2号中「法第599条第2項」を「法第599条第1項」に改め、「

法第 73 条の 2 の規定により」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「令第 54 条の 38」の次に「第 1 項」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項を削り、同条第 4 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 12 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 13 項中「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 30 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条第 17 項を削り、同条第 18 項を同条第 16 項とし、同条第 19 項を同条第 17 項とする。

附則第 11 条の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 8 号中「附則第 19 条の 3 第 4 項」を「附則第 19 条の 3 第 5 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 31 年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 3

1 年度適用土地又は平成 3 1 年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 1 2 条の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 1 3 条の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第 1 3 条の 2 第 1 項中「場合の」を「場合における」に改め、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 令和 2 年度分の固定資産税について豊明市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 号）による改正前の豊明市税条例（以下「令和 3 年改正前の条例」という。）附則第 1 3 条の 2 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和 3 年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和 2 年度分の固定資産税に係る令和 3 年改正前の条例附則第 1 3 条の 2 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第14条中「同条第1項」を「附則第13条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令第54条の38に規定する価格」を「令第54条の38第1項に規定する価格」に改める。

附則第15条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の3の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第75条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、

第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第75条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（豊明市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 豊明市税条例の一部を改正する条例（令和2年豊明市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、豊明市税条例第46条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同

条第 6 0 項」に改め、同条第 1 6 項の改正規定中「第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」に改める。

第 2 条のうち、豊明市税条例第 4 8 条第 4 項の改正規定中「又は第 3 1 項」に」の次に「、「第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項」を「第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項」に」を加える。

第 2 条のうち、豊明市税条例第 5 0 条の改正規定中「第 5 0 条第 4 項」を「第 5 0 条第 3 項中「第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項」を「第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項」に改める。

第 2 条のうち、豊明市税条例附則第 3 条の 2 第 2 項の改正規定の次に次のように加える。

附則第 4 条第 1 項中「及び第 4 項」及び「又は法人税法第 8 1 条の 2 4 第 1 項の規定により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の豊明市税条例（以下「新条例」という。）

第 3 5 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第 4 条第 1 項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第 1 条の規定による改正前の豊明市税条例（次項において「旧条例」という。）第 3 5 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 5 条の 3 の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第 3 5 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第 3 5 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 3 5 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第 3

5 条の 3 の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、
なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分
は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分
までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税
法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 1 条の規定による改正
前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）
附則第 15 条第 8 項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税
については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から令和 3
年 3 月 31 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に
旧法附則第 15 条第 4 1 項に規定する中小事業者等（以下この項において「
中小事業者等」という。）が取得（同条第 4 1 項に規定する取得をいう。以
下この項において同じ。）をした同条第 4 1 項に規定する機械装置等（以下
この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第 4 1 項
に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係
る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内
に取得をした同条第 4 1 項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、
適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等
を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後
に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割
について適用し、施行日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する
軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年
度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税
の種別割については、なお従前の例による。

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のとおり専決したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 3 年 5 月 14 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第 3 号

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例を別添のように専決する。

令和 3 年 3 月 31 日専決

豊明市長 小 浮 正 典

豊明市都市計画税条例の一部を改正する条例

豊明市都市計画税条例（昭和４７年豊明市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３９項」を「附則第１５条第３５項」に改める。

附則第５項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第６項及び第７項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第８項及び第９項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１０項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１２項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１６項中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項

まで、第４７項若しくは第４８項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の豊明市都市計画税条例の規定は、令和３年度以降の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度豊明市一般会計補正予算（第2号）を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年5月14日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第 4 号

令和 3 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）を別添のように専決する。

令和 3 年 4 月 9 日専決

豊明市長 小 浮 正 典

令和 3 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 2 号）

令和 3 年度豊明市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度豊明市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 8, 5 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 4 9 4, 7 2 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 9 日

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

[illegible]

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

歳 入

14 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 民生費国庫補助金	61,921	38,513	100,434
計	961,457	38,513	999,970

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
2. 児童福祉費補助金	38,513	子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金 113
		子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金 38,400

歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務 費	2,068,782	38,513	2,107,295	11. 役務費	113
				通信運搬費	48
				手数料	65
				18. 負担金、補助及 び交付金	38,400
計	4,720,868	38,513	4,759,381		

単位：千円

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
3 児童福祉事務事業	38,513	38,513				通信運搬費 48 増 手数料 65 増 子育て世帯生活支援特別 38,400 給付金
計	38,513	38,513				
	38,513	38,513				

選任第 1 号

常任委員会の委員の選任について

豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 3 年 5 月 1 4 日

選任第 2 号

議会運営委員会の委員の選任について
豊明市議会委員会条例第 7 条第 1 項の規定により選任する。

令和 3 年 5 月 1 4 日

選挙第 1 号

東部知多衛生組合議会の議員の補欠選挙について
東部知多衛生組合同規約第 7 条の規定により選挙する。

令和 3 年 5 月 1 4 日

選挙第 2 号

愛知中部水道企業団議会の議員の補欠選挙について
愛知中部水道企業団規約第 6 条第 2 項の規定により選挙する。

令和 3 年 5 月 1 4 日

選挙第 3 号

愛知県競馬組合議会の議員の選挙について
愛知県競馬組合同規約第 5 条第 1 項の規定により選挙する。

令和 3 年 5 月 1 4 日

選挙第 4 号

尾三消防組合議会の議員の選挙について
尾三消防組合同約第 5 条第 2 項の規定により選挙する。

令和 3 年 5 月 1 4 日